

## 1 趣旨

ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができると思われる法人が行う講習で、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定した講習（以下「指定講習」という。）を修了した者が教授するダンススクールについては、風営法による規制対象から除くこととされているところ、下記2の講習を新たに指定講習として指定し、その旨を告示するもの。

※ 平成24年11月21日、風営法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第274号）の公布・施行により指定講習の主体となる法人の範囲が拡大されたことを受け、本年7月の指定に続き、今般4団体目の指定を行うもの。

## 2 指定を受ける講習

- 講習の名称 : 公認指導員特定講習
- 講習を行う法人の名称 : 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
- 講習を行う法人の住所 : 東京都江東区有明3丁目4番2号
- 講習に係る事務を行う事務所の所在地 : 同上

## 3 指定要件への適合性

上記2の講習については、風営法施行規則第1条の2第2項各号に掲げる以下の要件の全てに適合すると認められる。

- ① 講習業務を適正かつ確実にを行うため必要な組織及び経理的基礎を確保
- ② 講習業務を適正かつ確実にを行うため必要な施設を確保
- ③ 講習業務以外の業務による影響を排除
- ④ ダンススクール営業者による支配を排除
- ⑤ ダンスを有償で教授する能力を修得しようとする者を対象
- ⑥ 講習の内容が適正かつ確実
- ⑦ 講習の実施に関する適切な計画を策定
- ⑧ 必要な能力を有する講師が講習業務に従事
- ⑨ 全国的な規模においておおむね毎年1回以上実施

公安委員会	四代目浅野組、二代目親和会、道仁会	平成25年11月28日
説明資料No. 2	及び双愛会の指定の確認について	企画分析課

## 1 指定の確認の概要

平成25年10月4日に岡山県公安委員会から、同月8日に香川県公安委員会から、同月10日に福岡県公安委員会から、同月17日に千葉県公安委員会から、以下の暴力団に対する指定暴力団としての指定について確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 四代目浅野組（主たる事務所：岡山県、代表する者：<sup>もりたふみやす</sup>森田文靖、構成員：約110人）
- (2) 二代目親和会（主たる事務所：香川県、代表する者：<sup>きらひろふみ</sup>吉良博文、構成員：約50人）
- (3) 道仁会（主たる事務所：福岡県、代表する者：<sup>こばやしてつじ</sup>小林哲治、構成員：約670人）
- (4) 双愛会（主たる事務所：千葉県、代表する者：<sup>しおじまさのり</sup>塩島正則、構成員：約200人）

## 2 指定の要件に該当すると認める理由

### (1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

#### ア 威力を利用した資金獲得活動

前回の指定の効力発生日以降も、各団体の暴力団員は、各団体の威力を利用して資金獲得活動を行っており、多数の者が恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

#### イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、各団体は実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

### (2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

### (3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

## 3 今後の予定

- (1) 11月28日 国家公安委員会による確認  
岡山県、香川県、福岡県及び千葉県の公安委員会へ確認結果通知書を送付
- (2) 12月10日 官報公示、各団体へ指定通知書を送達
- (3) 12月14日 四代目浅野組及び道仁会の指定の効力発生  
12月16日 二代目親和会の指定の効力発生  
12月24日 双愛会の指定の効力発生

### 1 殉職警察官

山口県警察本部

巡査

### 2 発生日時・場所

(1) 日時：平成25年11月23日（土）午後0時36分頃

(2) 場所：山口県美祢市美東町

主要地方道 美東秋芳西寺線（県道）

### 3 事案概要

殉職警察官は、上記日時・場所において、白バイで交通指導取締り中、緊急走行（赤色灯点灯、サイレン吹鳴）により、前方を進行する車両を追い抜き、対向車線にはみ出して進行したところ、同車線を進行してきた中型貨物自動車と衝突した。

同日午後2時31分、搬送先の病院において死亡確認したものの。

<p>公安委員会 説明資料No. <b>4</b></p>	<p>第1回日越治安当局次官級協議の 開催結果について</p>	<p>平成25年11月28日 国際課</p>
<p><b>1 日程及び開催場所</b> 平成25年11月26日（火） ベトナム社会主義共和国ハノイ市</p> <p><b>2 出席者</b> 日本側：金高警察庁次長、今林国際課長、 緒方情報技術犯罪対策課長、迫田国際テロリズム情報官等 越 側：タン公安副大臣、関係課長等</p> <p><b>3 結果</b></p> <p>(1) 発表・協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際テロ対策 双方から東南アジアにおける国際テロの現状と各国の対策について発表・協議</li> <li>○ サイバーセキュリティ対策 日：ネットバンキングに対する不正アクセス事件等のサイバー犯罪及びサイバー攻撃の現状と対策について発表・協議 越：ベトナムにおけるサイバー犯罪の現状や他国との共同捜査の実績等について発表・協議</li> </ul> <p>(2) 国際テロ対策及びサイバーセキュリティ対策について、より一層の交流の活性化や情報交換、経験共有の推進等に取り組むことに合意した。</p> <p>(3) 拉致容疑事案に関する情報交換や2020東京オリンピック・パラリンピックの安全対策、その他の犯罪対策に関して協力していくことで合意した。</p> <p><b>4 その他</b> 第2回協議は来年、東京において開催予定。</p>		

### 1 狩猟期間中の人身事故の状況※1

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
解禁から11/26(※2)	6	3	3	3	2	5
うち死亡事故	2	1	0	0	0	2
総件数(※3)	32	19	15	20	10	
うち死亡事故	8	4	3	3	2	

※1 一般的な狩猟期間は、北海道以外の地域では毎年11月15日から翌年2月15日まで、北海道は毎年10月1日から翌年1月31日までであるが、環境大臣又は都道府県知事により、狩猟鳥獣の種類や場所を定めて、延長又は短縮されることがある。

※2 各年の狩猟解禁日から11月26日までの人身事故件数

※3 総件数は、各年度の狩猟期間中に発生した人身事故件数

### 2 本年の人身事故の特徴

- (1) 5件中2件は死亡事故で、いずれもライフル銃使用によるもの。
- (2) 原因は、矢先の安全不確認(3件)、獲物と間違えての誤射(2件)で、いずれも銃猟の基本的事項が守られていなかったことによるもの。
- (3) 5件中4件が60歳代の所持者によるもので、うち3件は所持歴35年以上の所持者によるものである。
- (4) 5件中3件が狩猟とは無関係の第三者が被害に遭っている。
- (5) 対象鳥獣別ではイノシシ猟2件、シカ猟1件、キジ猟2件である。

### 3 人身事故防止対策

- (1) 狩猟期前の8月5日、都道府県警察に対し「狩猟期における猟銃等に係る事件・事故の防止と取締りの強化について(課長通達)」を發出し、猟銃等に係る人身事故防止に関する指導等の徹底、実効性ある指導取締り等を指示。
- (2) 人身事故の続発を踏まえ11月22日、都道府県警察に対し「猟銃等による人身事故の防止に関する取組について(課長通達)」を發出したほか、農林水産省、環境省、大日本猟友会、全日本狩猟倶楽部、日本火薬銃砲商組合連合会に対し、猟銃等の所持者による人身事故の防止に関する依頼文書を發出。

### 1 名称変更事項

	変更前	変更後
名称	きゅうしゅうせいどうかい 九州誠道会	なみかわむつみかい 浪川睦会

※ 特定抗争指定暴力団等「九州誠道会」の名称についても、同様に「浪川睦会」へ変更する（暴力団対策法第15条の2第8項）。

### 2 変更理由

指定暴力団「九州誠道会」は、本年6月11日、福岡県警察本部長宛に解散届を提出した。その後、10月7日、「浪川睦会」の結成が公表された。

※ 九州誠道会は、平成18年6月、福岡県久留米市を拠点に活動していた指定暴力団「道仁会」から分裂して結成された団体である。

暴力団対策法第3条の規定に基づき、平成20年2月、福岡県公安委員会から指定暴力団として初めて指定され、平成23年2月に再び指定されている。

これまで道仁会との間で抗争を繰り返してきたことなどを受け、平成24年12月には、道仁会とともに、暴力団対策法第15条の2の規定に基づき「特定抗争指定暴力団等」に指定されている。

### 3 浪川睦会の概要

- (1) 代表する者 浪川こと ぼく まさひろ 朴 政浩
- (2) 主たる事務所 じょうかんまち 福岡県大牟田市上官町二丁目4番地2
- (3) 暴力団員数 約290人
- (4) 勢力範囲 1都5県

### 4 今後の予定

11月28日（本日） 福岡県公安委員会決裁  
12月10日 官報公示

### 1 事件の概要

- (1) 平成25年11月20日、志免町<sup>しめ</sup>所在の中学校教員が、生徒の持ち物検査を行った際、生徒のバッグ内に拳銃様のもの1丁と実弾様のもの9個を発見し、これらを預かった。同11月23日午後5時20分頃、前記教員が、同校職員室内で拳銃様のものの引き金を引いたところ、弾丸が発射された。
- (2) 同11月25日、警察に届出があり、関係者等を取り調べた結果、被疑者に係る拳銃加重所持事実等が判明したことから通常逮捕した。

### 2 被疑者

かすやぐんしめまち  
福岡県糟屋郡志免町

( ) (41歳)

### 3 関係者

- (1) 拳銃を学校に持ち込んだ生徒  
福岡県糟屋郡志免町  
A (13歳)
- (2) 拳銃を誤射した教員  
福岡県糟屋郡志免町  
B (25歳)

### 4 罪名

銃砲刀剣類所持等取締法違反 (加重所持)  
火薬類取締法違反 (実包所持)

### 5 押収物 (鑑定中)

- 拳銃 1丁
- 実包 8個
- 空薬きょう 1個
- 弾頭 1個

1 構成

「概説」、第1章「国際情勢」、第2章「国内情勢」、第3章「治安情勢」、第4章「警備実施」で構成。

2 治安情勢(第3章)の概要(P17~P80)

(1) 公安情勢(P17~P33)

ア 平成25年の回顧

- 右翼は、領土問題等をめぐり、政府等に対する抗議に取組。
- 右派系市民グループによる過激な街頭宣伝活動とこれに対抗する勢力とのトラブル事案が頻発。
- 極左暴力集団は、反原発運動等を通じて組織の維持・拡大を企図。
- オウム真理教は引き続き、主流派が松本智津夫への絶対的帰依を強調し、上祐派が松本の影響力がないかのように装う。

イ 平成26年の展望

- 右翼は政府等に対する抗議行動の過程でテロ等重大事件を、極左暴力集団は大衆運動や労働運動に介入する過程で違法行為等を、それぞれ引き起こすおそれ。
- オウム真理教は、主流派が松本智津夫への絶対的帰依を一層強め、上祐派はイメージアップを通じ、観察処分の適用回避に全力を傾注。

(2) 外事情勢(P34~P67)

ア 平成25年の回顧

- 特別指導班の設置、DNA型鑑定資料の採取、警察ウェブサイトへの掲載、海上保安庁との連携等により、拉致問題への取組を強化。
- 北朝鮮工作員事件や対北朝鮮措置に係る外為法違反事件を検挙。

イ 平成26年の展望

- 北朝鮮は、今後も直接又は朝鮮総聯を介した諸工作を展開。
- 中国・ロシアは、先端技術等獲得のため諸工作を活発に展開。

(3) 国際テロ情勢(P68~P76)

ア 平成25年の回顧

イスラム過激派の脅威は依然として高く、「ローン・ウルフ(一匹おおかみ)」型とみられるテロも発生し、国際テロ情勢は引き続き厳しい状況で推移。

イ 平成26年の展望

イスラム過激派を中心とした国際テロ組織が、世界各地で国際テロを引き起こすことに懸念。

(4) サイバー空間における警備情勢(P77~P80)

ア 平成25年の回顧

国内でもサイバーインテリジェンス事案が頻発。警察では、サイバー空間の脅威への対処能力の向上を推進。

イ 平成26年の展望

政府機関等に対するサイバー攻撃が行われることに懸念。

3 警備実施(第4章)の概要(P81~P87)

自然災害等への対応(P82~P87)

東日本大震災への対応を継続したほか、防災業務計画の修正をするなど、今後の大規模災害への対応力を強化。

4 その他

今回から警察庁ホームページに掲載予定。